

(証券コード1807)
平成28年6月13日

株 主 各 位

東京都港区南麻布一丁目18番4号

株式会社佐藤渡辺

代表取締役社長 上 河 忍

第85回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第85回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月28日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区南麻布一丁目18番4号 当社本店会議室
末尾の「定時株主総会会場ご案内」をご参照ください。
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第85期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第85期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
また、株主総会参考書類および提供書面の内容に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.watanabesato.co.jp/>）において周知させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 当社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢、所得環境に改善が見られるなど、穏やかな回復基調となりました。

道路建設業界におきましては、公共工事は減少傾向にあるものの高水準を維持する一方、人手不足や原材料価格の動向など不透明な状況もあり、引き続き厳しい経営環境が続いております。

当社ではこのような状況下、創意工夫を凝らした技術提案による生産性の向上に取り組み、業績の向上に努めてまいりました。その結果、受注高は、366億8千5百万円と前年同期比10.9%減となり、売上高は、389億1千6百万円と前年同期比3.9%増となりました。

利益につきましては、採算性を重視した受注方針を徹底するとともに、施工効率の改善に努めた結果、経常利益は、23億5千7百万円と前年同期比67.1%増となりました。また、当期純利益は、13億4千9百万円と前年同期比63.6%増となりました。

(2) 当期の受注高・売上高・繰越高

(単位：千円)

区 分		前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
工事部門	舗 装	12,387,223	26,518,756	28,530,197	10,375,782
	土 木 等	1,348,594	4,918,570	5,138,146	1,129,018
	計	13,735,817	31,437,326	33,668,343	11,504,800
製品等販売部門		—	5,248,268	5,248,268	—
合 計		13,735,817	36,685,594	38,916,611	11,504,800

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 資金調達の状況

資金調達の状況につきましては、特記すべき事項はありません。

(4) 設備投資の状況

当事業年度中に実施しました設備投資額は約9億円で、その主なものはアスファルトプラント（横浜合材工場）の更新であります。

(5) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、政府の各種政策の効果もあって、国内景気は穏やかな回復傾向が続くと予想されます。

道路建設業界におきましては、政府の経済政策に伴う公共投資や、企業の収益改善による設備投資の増加が期待されますが、今後の企業間の受注競争はさらに厳しさが増すと思われます。

このような情勢の中、当社といたしましては、受注の拡大、利益の確保を目指し、利益重視による選択受注の徹底により「収益力の強化」を図るとともに、営業力・技術力を一層強化して競争力を高め、財務体質の強化に取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第 82 期	第 83 期	第 84 期	第 85 期 (当事業年度)
受 注 高	35,178,863	42,148,703	41,178,816	36,685,594
売 上 高	39,467,662	38,770,482	37,473,029	38,916,611
経 常 利 益	1,698,821	2,181,155	1,410,674	2,357,374
当 期 純 利 益	1,484,806	1,517,337	825,085	1,349,985
1株当たり当期純利益	93.05円	95.09円	51.71円	84.61円
総 資 産 額	28,013,680	29,563,226	29,858,894	31,240,347
純 資 産 額	8,160,377	9,604,303	10,011,489	11,257,191
1株当たり純資産額	511.40円	601.93円	627.48円	705.60円

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数に基づき算出しております。

(7) 主要な事業内容

当社は、建設業法により特定建設業者として国土交通大臣許可を受け、道路舗装を主柱とし、一般土木・建築ならびにこれらに関連するその他の事業を行うほか、自家製造のアスファルト混合材等を販売しております。

(8) 主要な営業所等

本店 東京都港区南麻布一丁目18番4号
支店 東北支店（宮城県仙台市）、関東支店（東京都港区）
施設工事支店（東京都港区）、中部支店（愛知県名古屋市中区）
北陸支店（富山県富山市）、近畿支店（大阪府八尾市）
中国支店（広島県広島市）、四国支店（香川県高松市）
九州支店（福岡県糟屋郡新宮町）

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
463名	(減) 1名	45.4歳	22.4年

(注) 上記従業員数には他社への出向者5名と臨時従業員の251名は含まれておりません。

(10) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
拓神建設株式会社	40,000千円	100.0%	道路舗装工事請負業
株式会社弘永舗道	45,000	78.1	道路舗装工事請負業、アスファルト混合材製造及び販売業
株式会社創誠	10,000	100.0	道路舗装工事請負業

(11) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 り そ な 銀 行	2,287,000 ^{千円}
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,009,550
株 式 会 社 北 陸 銀 行	310,000

(12) その他株式会社の現況に関する重要な事項

当社は、東日本高速道路株式会社東北支社発注の、東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関して、独占禁止法違反の疑いがあるとして、平成27年1月に公正取引委員会の立入り調査を受け、平成28年3月、当社および当社関係者が、同法違反の容疑により、東京地方検察庁から起訴されました。また、当社は同年3月に東日本高速道路株式会社、国土交通省東北地方整備局等から指名停止措置を受けております。

株主の皆様、お取引先をはじめ関係各位に、多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心からお詫び申し上げます。

当社は、この度の事態を厳粛かつ真摯に受け止め、原因の究明など再発防止に必要な社内調査の実施と、具体的な再発防止策の策定を進めるとともに、本件に係る事実の確認および原因の究明並びに、再発防止策の妥当性に関する客観的な評価および提言を得ることを目的に、当社から独立した社外の有識者・専門家から構成される「社外調査委員会」を設置しております。役員一同、法令遵守の一層の徹底に取り組み、早期の信頼回復に最善を尽くしてまいります。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|-----------------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 60,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数（自己株式を除く） | 15,954,169株 |
| 自己株式 | 24,331株 |
| （うち、当期取得自己株式 | 880株） |
| (3) 株 主 数 | 1,165名 |

(4) 上位10名の株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
渡 邊 忠 泰	1,951 ^{千株}	12.2%
有 限 会 社 創 翔	1,656	10.4
東 亜 道 路 工 業 株 式 会 社	1,206	7.5
株 式 会 社 ア ス カ	980	6.1
宇 部 興 産 株 式 会 社	805	5.0
常 盤 工 業 株 式 会 社	525	3.3
佐 藤 渡 辺 従 業 員 持 株 会	509	3.2
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	343	2.1
株 式 会 社 S B I 証 券	326	2.0
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	299	1.9

(注) 持株比率は自己株式(24,331株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況(平成28年3月31日現在)

役 職 名	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	上 河 忍	—
代 表 取 締 役	角 谷 正 人	管 理 本 部 長
取 締 役	加 藤 幸 夫	営 業 本 部 長
取 締 役	高 橋 茂 夫	工 事 本 部 長 兼 経 営 企 画 室 長
取 締 役	藤 井 尚 之	関 東 支 店 長
取 締 役	小 出 尋 常 之	—
常 勤 監 査 役	宮 城 成 之	—
監 査 役	佐 藤 嘉 記	—
監 査 役	石 原 祥 子	—

- (注) 1. 取締役小出尋常氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、監査役佐藤嘉記及び監査役石原祥子の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役佐藤嘉記氏は弁護士として企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役石原祥子氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は、次のとおりであります。

【新任】

平成27年6月26日開催の第84回定時株主総会決議により、就任した取締役及び監査役は、次のとおりであります。

就任後の地位	氏 名
取 締 役	小 出 尋 常
常 勤 監 査 役	宮 城 成 之
監 査 役	佐 藤 嘉 記
監 査 役	石 原 祥 子

【退任】

平成27年6月26日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって、退任した監査役は、次のとおりであります。

退任時の地位	氏 名
常 勤 監 査 役	川 村 知 義
監 査 役	小 出 尋 常
監 査 役	石 原 延 貢

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち、社外取締役)	6名 (1名)	128,882千円 (5,400千円)
監 査 役 (うち、社外監査役)	6名 (4名)	14,346千円 (5,364千円)
合 計	12名	143,229千円

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成4年6月24日開催の第61回定時株主総会において年額2億円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成4年6月24日開催の第61回定時株主総会において年額3千万円以内と決議いただいております。
4. 上記の監査役の支給人員には、平成27年6月26日開催の第84回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役3名を含んでおります。
5. 小出尋常氏は第84回定時株主総会において監査役を退任した後、取締役に就任したため、人数及び支給額について監査役期間は監査役（社外監査役）に、取締役期間は取締役（社外取締役）に含めて記載しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役(非常勤)	小 出 尋 常	社外取締役就任後開催の取締役会には10回中9回出席し、金融業界における豊富な経験に基づく発言を行っております。
社外監査役(非常勤)	佐 藤 嘉 記	就任後開催の取締役会10回のうち9回に出席し、また、監査役会9回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な発言を行っております。
社外監査役(非常勤)	石 原 祥 子	就任後開催の取締役会10回のうち9回に出席し、また、監査役会9回の全てに出席し、税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

(注) 小出尋常氏は平成27年6月26日に非常勤監査役を退任するまでに開催された取締役会には5回中3回、また監査役会には3回の全てに出席しております。

② 当社の不祥事等に関する対応の概要

当社は、東日本高速道路株式会社東北支社発注の、東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関して、独占禁止法違反の問題が明らかになりました。社外監査役在任中であった小出尋常氏は、日頃からコンプライアンス及びコーポレートガバナンスの観点からも注意を喚起しておりましたが、発覚まで当該事実を認識しておりませんでした。

発覚後、社外取締役に就任してからは取締役会において法令遵守、再発防止、内部統制の強化について意見を述べるとともに、その実施状況を監視するなど、適切にその職務を遂行しております。

また発覚後、社外監査役に就任した佐藤嘉記氏及び石原祥子氏には取締役会ならびに監査役会において法令遵守、再発防止、内部統制の強化について意見を述べるとともに、その実施状況を監視するなど、適切にその職務を遂行しております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結しております。

なお、その契約の内容の概要としては、会社法第423条第1項の責任について、監査役の職務を遂行するにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負うものであります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

①	報酬等の額	40,000千円
②	当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40,000千円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範やコンプライアンス体制に係る諸規程を定めております。また、その徹底を図るため、役職者教育等を行います。内部監査部門は、それぞれの担当部署と連携の上、コンプライアンスの状況を監査しております。これら活動は定期的に取り締り役会及び監査役会に報告されるものとしております。法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段としてホットラインを設置・運営しております。

(2) 取締役の職務等の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

文書管理規程等に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存しております。取締役及び監査役は、常時、これらの文書等を閲覧できるものとしております。

(3) 会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、財務環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、それぞれの担当部署において、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、新たに生じたリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を任命するものとしております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、経営に関する重要な意思決定機能および業務執行の監督機能を担い、業務執行機能を執行役員が担うことで、権限および責任を明確化し、迅速かつ効率的な意思決定と業務執行を推進しております。

(5) 当会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理規程に基づき関係会社の業務執行を管理し、関係会社は、定期的に当社取締役会へ業務執行についての報告を行うものとしております。

ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

関係会社における事業推進に伴う損失の危険の管理について、リスクの適切な識別および管理の重要性を認識・評価することで、当社グループ全体として、業務に係る最適な管理体制を構築しております。

ハ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会はグループの事業に関して責任を負う取締役を任命し、コンプライアンス体制、リスク管理体制の構築に関する権限と責任を与え、職務の執行が効率的に行われるための規程を整備しております。また、本社管理部は、グループの事業に関して横断的に推進し、管理しております。

ニ 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

関係会社にも当社の行動規範やコンプライアンス体制に係る諸規程を適用することで、グループ全体の業務の適正化を図っております。

(6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとしております。

(7) **監査役補助者の取締役からの独立性に関する事項**

監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査室所属の職員は、その命令に関して、取締役、監査室長等の指揮命令を受けないものとしております。

(8) **監査役は監査役補助者に対する指示の実効性の確保に関する事項**

役員は、監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査室所属の職員に対し、監査役からの指示の実効性が確保されるように適切に対応することとしております。

(9) **当社グループの取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役会は、当社グループの取締役および使用人等が、監査役に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報規程に基づくホットラインへの通報状況およびその内容等をすみやかに報告する体制を整備しております。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定しております。

(10) **監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

監査役への報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保する体制を整備しております。

(11) **会社の監査役は職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項**

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務に必要なと認められた場合を除き、すみやかに当該費用または債務を処理しております。また、監査役は、監査の実施にあたり必要と認められるときは、自らの判断で法律・会計等の専門家に相談をすることができ、その費用は会社が負担しております。

(12) **その他監査役は監査が実効的に行われることを確保するための体制**

取締役会は、代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定しております。また、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受けて意見交換を行っております。取締役会は、重要な業務執行の会議への監査役の出席を確保しております。

(13) 財務報告の適正性を確保するための体制

取締役会は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制を構築し、その体制の整備および運用状況等を定期的に評価するとともに、維持・改善に努めております。

(14) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当連結会計年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

当社は、「コンプライアンス管理規定」に基づき「コンプライアンス委員会」を3回開催し、法令・社内規程等の遵守状況を審議した上で、必要に応じて、コンプライアンス体制を見直しました。

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む取締役6名で構成し、監査役3名も出席した上で開催し、取締役の職務執行を監督した。また、取締役会は、執行役員を選任し、各執行役員は、代表取締役の指揮・監督の下、各自の権限及び責任の範囲で、職務を執行しました。

子会社については、「子会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めました。

内部監査室は、社長の承認を受けた内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部室店を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び監査役に報告しました。

監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、年8回の定時監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し監査役間の情報共有に基づき会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行いました。

さらに、取締役会に出席するとともに、取締役・執行役員その他使用人と対話を行い、内部監査室・会計監査人と連携し、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査しました。

常勤監査役は、主要な稟議書の回付を受け取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、支店長会議等の重要会議に出席し必要な場合は意見を述べました。

6. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し毅然とした姿勢で挑み、不当・不正な要求を断固拒否するとともに、一切関係を持たず、経済的利益の供与を行わないことを基本方針としております。また、不当・不正な要求に備えて組織体制を整備するとともに、警察・暴追センター・弁護士等との緊密な連携関係を構築しております。

※本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	19,387,006	流動負債	15,364,968
現金預金	4,564,583	支払手形	4,659,871
受取手形	2,091,359	工事未払金	4,042,016
完成工事未収入金	9,713,530	短期借入金	3,110,000
売掛金	1,389,977	一年以内返済予定長期借入金	299,280
未成工事支出金	839,700	リース債	24,563
材料貯蔵品	163,913	未払金	239,897
短期貸付金	30,960	未払費用	108,953
前払費用	26,669	未払法人税等	594,125
繰延税金資産	308,875	未払消費税等	233,910
その他の	262,665	未成工事収入金	518,893
貸倒引当金	△ 5,230	預り	72,394
固定資産	11,853,340	資産除去債務	2,286
有形固定資産	9,752,194	賞与引当金	376,000
建物及び構築物	2,576,238	完成工事補償引当金	12,800
機械装置及び車両	1,057,381	工事損失引当金	89,900
工具器具及び備品	58,019	独占禁止法関連損失引当金	519,721
土地	5,871,055	設備支払手形	460,353
リース資産	46,640	固定負債	4,618,187
建設仮勘定	142,859	長期借入金	822,090
無形固定資産	48,530	リース債	35,966
ソフトウェア	23,714	長期未払金	292
リース資産	9,872	長期預り金	156,000
その他の	14,942	再評価に係る繰延税金負債	886,522
投資その他の資産	2,052,615	退職給付引当金	2,701,293
投資有価証券	688,635	資産除去債務	16,022
関係会社株式	504,077	負債合計	19,983,156
長期貸付金	62,479	(純資産の部)	
破産更生債権等	63,469	株主資本	9,356,871
長期繰延税金資産	739,274	資本剰余金	1,751,500
その他の	57,644	資本剰余金	869,602
貸倒引当金	△ 62,964	資本準備金	600,000
資産合計	31,240,347	その他資本剰余金	269,602
		利益剰余金	6,740,552
		その他利益剰余金	6,740,552
		繰越利益剰余金	6,740,552
		自己株式	△ 4,784
		評価・換算差額等	1,900,319
		その他有価証券評価差額金	202,261
		土地再評価差額金	1,698,058
		純資産合計	11,257,191
		負債・純資産合計	31,240,347

損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		38,916,611
完 成 工 事 高	33,668,343	
製 品 等 売 上 高	5,248,268	
売 上 原 価		34,742,617
完 成 工 事 原 価	30,775,905	
製 品 等 売 上 原 価	3,966,711	
売 上 総 利 益		4,173,994
完 成 工 事 総 利 益	2,892,437	
製 品 等 売 上 総 利 益	1,281,556	
販売費及び一般管理費		1,846,783
営 業 利 益		2,327,211
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	45,188	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益 他	29,414	
そ の 他	23,937	98,540
営 業 外 費 用		
支 払 利 息 他	63,441	
そ の 他	4,935	68,377
経 常 利 益		2,357,374
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	33,113	
特 別 損 失	18,313	51,426
固 定 資 産 除 却 損 失	40,463	
減 損 損 失	269	
独 占 禁 止 法 関 連 損 失 引 当 金 繰 入 額	311,832	352,565
税 引 前 当 期 純 利 益		2,056,235
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	629,802	
法 人 税 等 調 整 額	76,447	706,250
当 期 純 利 益		1,349,985

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	1,751,500	600,000	269,602	869,602
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	—
当 期 純 利 益	—	—	—	—
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	1,751,500	600,000	269,602	869,602

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	そ の 他 利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	5,470,342	5,470,342	△4,522	8,086,923
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	△79,775	△79,775	—	△79,775
当 期 純 利 益	1,349,985	1,349,985	—	1,349,985
自 己 株 式 の 取 得	—	—	△262	△262
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	1,270,209	1,270,209	△262	1,269,947
当 期 末 残 高	6,740,552	6,740,552	△4,784	9,356,871

(単位：千円)

残高及び変動事由	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	275,758	1,648,807	1,924,565	10,011,489
事 業 年 度 中 の 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	—	—	—	△79,775
当 期 純 利 益	—	—	—	1,349,985
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△262
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	△73,497	49,251	△24,245	△24,245
事業年度中の変動額合計	△73,497	49,251	△24,245	1,245,701
当 期 末 残 高	202,261	1,698,058	1,900,319	11,257,191

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……個別法による原価法

材 料 貯 蔵 品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上する方法によっております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

- ④ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。
過去勤務費用は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により発生した事業年度より費用処理しております。
- ⑤ 工事損失引当金
受注工事に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることができる工事について、損失見込額を計上しております。
- ⑥ 独占禁止法関連損失引当金
独占禁止法に関連した課徴金及び違約金の支払いに備えるため、事実と状況に照らして関連損失の発生可能性を勘案し、損失見込額を計上しております。
- (5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場より円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (6) 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。
- (7) ヘッジ会計の方法
- ① ヘッジ会計の方法
特例処理の要件をみたす金利スワップについては、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
金利スワップにより、借入金の金利変動リスクをヘッジしております。
- ③ ヘッジ方針
経理部が、借入金の金利変動リスクを回避する目的で一元管理しております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
- (8) 消費税等の会計処理方法
消費税等に相当する額の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

受取手形	50,000千円
建物	2,005,833千円
土地	4,972,335千円
合計	7,028,169千円

担保に係る債務

短期借入金	2,600,000千円
長期借入金	787,000千円
合計	3,387,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 12,584,358千円

(3) 事業用土地再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税標準の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

② 再評価を行った年月日 平成14年3月31日

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	195,087千円
長期金銭債権	12,040千円
短期金銭債務	65,313千円

(5) 棚卸資産

工事損失が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は218,934千円であります。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

関係会社に対する売上高	922,136千円
関係会社に対する仕入高	458,139千円
関係会社との営業取引以外の取引	17,759千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数
普通株式

24, 331株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金の繰入超過、減損損失等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金等であります。

なお、貸借対照表の繰延税金資産は、評価性引当額302, 248千円を控除して計上しております。

6. 関連当事者との取引に関する注記

1. 法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合(%)		関係内容
主要株主 (法人等)	東亜道路 工業㈱	東京都港区	7,584	建設事業 建設資材等の製造 販売 環境事業等	(被所有) 直接 間接	7.5 6.1	建設工事の請負 舗装資材等の販売 舗装資材等の仕入 建設工事の発注
		取引	取引金額 (千円) (注3)	科目	期末残高 (千円) (注3)		
		建設工事の請負(注1) 舗装資材等の販売(注1) 舗装資材等の仕入(注1) 建設工事の発注(注2)	207,850 67,096 228,690 176,814	受取手形 完成工事未収入金 売掛金 工事未払金 支払手形	68,856 2,066 21,016 54,309 235,903		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 建設工事の請負、舗装資材等の販売及び舗装資材等の仕入については、市場価格、総原価を勘案して、各取引毎交渉の上、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 建設工事の発注については、数社からの見積りの提示により発注価格を決定しております。支払条件についても、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注3) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円) (注3)	科目	期末残高 (千円) (注3)
主要株主(個人)及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	泰平産業㈱ (注2)	(被所有) 直接1.6	当社の損害保険の代理店	損害保険取引 (注1)	27,595	未払金及び 工事未払金	466
役員及び近親者が議決権の過半数を所有している会社等	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 保険料等については、一般の取引条件と同様に決定しております。

(注2) 当社会長の渡邊忠泰氏が議決権の90.0%を直接保有しております。

(注3) 取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 705円60銭
- 1株当たり当期純利益 84円61銭

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	20,078,391	流動負債	15,685,026
現金預金	4,945,668	支払手形及び工事未払金等	8,946,454
受取手形及び完成工事未収入金等	13,493,178	短期借入金	3,110,000
未成工事支出金	842,269	一年以内返済予定長期借入金	312,872
その他のたな卸資産	170,815	未払法人税等	627,723
繰延税金資産	314,836	未払消費税	241,157
その他	319,045	未成工事受入金	518,893
貸倒引当金	△ 7,421	賞与引当金	381,200
固定資産	12,307,708	完成工事補償引当金	13,609
有形固定資産	9,882,508	工事損失引当金	89,900
建物及び構築物	2,583,483	独占禁止法関連損失引当金	519,721
機械装置及び車両	1,094,314	設備支払手形	460,353
工具器具及び備品	58,122	その他	463,141
土地	5,957,089	固定負債	4,536,290
建設仮勘定	142,859	長期借入金	849,360
その他	46,640	再評価に係る繰延税金負債	886,522
無形固定資産	49,661	長期預り金	156,000
投資その他の資産	2,375,538	退職給付に係る負債	2,592,127
投資有価証券	1,539,152	その他	52,280
長期貸付金	62,979	負債合計	20,221,317
破産更生債権等	64,810	(純資産の部)	
繰延税金資産	706,356	株主資本	10,135,838
その他	66,484	資本金	1,751,500
貸倒引当金	△ 64,244	資本剰余金	869,602
資産合計	32,386,099	利益剰余金	7,519,520
		自己株式	△ 4,784
		その他の包括利益累計額	1,990,135
		その他有価証券評価差額金	203,558
		土地再評価差額金	1,698,058
		退職給付に係る調整累計額	88,517
		非支配株主持分	38,808
		純資産合計	12,164,782
		負債・純資産合計	32,386,099

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		40,220,877
売 上 原 価		35,840,273
売 上 総 利 益		4,380,604
販売費及び一般管理費		1,936,129
営 業 利 益		2,444,474
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	28,280	
持分法による投資利益	74,706	
貸倒引当金戻入額	29,959	
そ の 他	25,538	158,485
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	64,325	
そ の 他	5,065	69,391
経 常 利 益		2,533,567
特 別 利 益		
固定資産売却益	33,113	
関係会社出資金売却益	26,221	59,334
特 別 損 失		
固定資産売却損	548	
固定資産除却損	40,982	
減 損 損 失	269	
独占禁止法関連損失引当金繰入額	311,832	353,633
税金等調整前当期純利益		2,239,268
法人税、住民税及び事業税	676,929	
法 人 税 等 調 整 額	76,624	753,554
当 期 純 利 益		1,485,713
非支配株主に帰属する当期純利益		5,992
親会社株主に帰属する当期純利益		1,479,721

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

残高及び変動事由	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,751,500	869,602	6,098,529	△4,522	8,715,110
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△79,775		△79,775
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			1,479,721		1,479,721
自己株式の取得				△262	△262
連結範囲の変動			21,044		21,044
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,420,990	△262	1,420,728
当 期 末 残 高	1,751,500	869,602	7,519,520	△4,784	10,135,838

(単位：千円)

残高及び変動事由	その他の包括利益累計額					非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	278,590	1,648,807	11,360	176,057	2,114,816	32,815	10,862,742
連結会計年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当							△79,775
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益							1,479,721
自己株式の取得							△262
連結範囲の変動							21,044
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△75,031	49,251	△11,360	△87,539	△124,681	5,992	△118,688
連結会計年度中の変動額合計	△75,031	49,251	△11,360	△87,539	△124,681	5,992	1,302,040
当 期 末 残 高	203,558	1,698,058	—	88,517	1,990,135	38,808	12,164,782

連結注記表

I. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 3社

連結子会社の名称

拓神建設(株)、(株)弘永舗道、(株)創誠

連結子会社でありました佐東奥科貿有限公司は、平成28年4月25日に清算が終了し、重要性が低下したことから当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

- (2) 非連結子会社の名称等

非連結子会社の名称

佐々幸建設(株)、SWテクノ(株)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び会社等の名称

持分法を適用した非連結子会社の数 1社

持分法を適用した関連会社の数 1社

会社の名称 あすか創建(株)

持分法適用関連会社でありました杭州同舟瀝青有限公司は、平成28年3月23日に当社持分の譲渡契約を締結したため、当連結会計年度より持分法の適用の範囲から除外しております。

- (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称

会社の名称

(非連結子会社)

佐々幸建設(株)、SWテクノ(株)

(関連会社)

東舗工業(株)、(株)サルビアアスコン、チューリップアスコン(株)

持分法を適用しなかった理由

持分法を適用しない非連結子会社または関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

- (3) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法に基づく原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金……個別法に基づく原価法

材 料 貯 蔵 品……移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法を採用しております。なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事に対する将来の見積補償額に基づいて計上する方法によっております。

③ 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

④ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上しております。

- ⑤ 独占禁止法関連損失引当金
独占禁止法に関連した課徴金及び違約金の支払いに備えるため、事実と状況に照らして関連損失の発生可能性を勘案し、損失見込額を計上しております。
- (4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場より円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。
- (5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- ① 完成工事高及び完成工事原価の計上基準
当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事契約については工事完成基準を適用しております。
- ② 退職給付に係る負債の計上基準
退職給付に係る会計処理は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
- ③ ヘッジ会計の方法
- ・ヘッジ会計の方法
特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。
 - ・ヘッジ手段とヘッジ対象
金利スワップにより、借入金の金利変動リスクをヘッジしております。
 - ・ヘッジ方針
経理部が、借入金の金利変動リスクを回避する目的で一元管理しております。
 - ・ヘッジ有効性評価の方法
特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

④ 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(6) 会計方針の変更に関する注記

当連結会計年度より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

また、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(4)、連結会計基準第44－5項(4)及び事業分離等会計基準第57－4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類及び1株当たり情報に与える影響額はありません。

(7) 表示方法の変更に関する注記

前連結会計年度において流動負債の「その他」に含めておりました「設備支払手形」（前連結会計年度131,341千円）については重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

II. 連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

受取手形	50,000千円
建物	2,005,833千円
土地	4,972,335千円
合計	7,028,169千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	2,600,000千円
長期借入金	787,000千円
合計	3,387,000千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

12,751,021千円

3. 事業用土地再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

① 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税標準の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

② 再評価を行った年月日

平成14年3月31日

4. 棚卸資産

工事損失が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は218,934千円であります。

Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式

15,978,500株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 79,775千円 |
| ② 1株当たり配当金 | 5円00銭 |
| ③ 基準日 | 平成27年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 平成27年6月29日 |

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成28年6月28日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 111,679千円 |
| ② 1株当たり配当金 | 7円00銭 |
| ③ 基準日 | 平成28年3月31日 |
| ④ 効力発生日 | 平成28年6月29日 |

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しています。

Ⅳ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入や社債発行による方針であります。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価が経営者に報告されております。

長期貸付金は、主に従業員に対する貸付金であり、毎月残高管理を行っております。

破産更生債権等は、受取手形及び完成工事未収入金等の営業債権及びその他の債権のうち、破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権等であり、個別に回収可能額を定期的に把握する体制としております。

営業債務である支払手形及び工事未払金等は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。

法人税、住民税（都道府県民税及び市町村民税をいう）及び事業税の未払額である未払法人税等は、そのほぼ全てが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は主に固定資産購入に係る資金調達であります。

また、営業債務や借入金は、流動リスクに晒されておりますが、資金計画を作成する等の方法により管理しております。

デリバティブ取引の実行・管理については、担当役員ならびに代表取締役の決裁を受けることとしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。詳細につきましては、「(注2)」をご参照ください。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金預金	4,945,668	4,945,668	—
(2) 受取手形及び完成工事未収入金等	13,493,178	13,493,178	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	608,357	608,357	—
(4) 長期貸付金	62,979	66,771	3,791
(5) 破産更生債権等	64,810	9,095	△55,714
資産計	19,174,994	19,123,071	△51,923
(1) 支払手形及び工事未払金等	8,946,454	8,946,454	—
(2) 短期借入金	3,110,000	3,110,000	—
(3) 一年以内返済予定長期借入金	312,872	323,560	10,688
(4) 未払法人税等	627,723	627,723	—
(5) 長期借入金	849,360	848,223	△1,136
負債計	13,846,410	13,855,962	9,552
デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項は、次のとおりであります。

資 産

- (1) 現金預金
預金は全て短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 受取手形及び完成工事未収入金等
これらは概ね短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 投資有価証券
これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。
- (4) 長期貸付金
長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (5) 破産更生債権等
破産更生債権等の時価については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を差し引いた当該帳簿価額によっております。

負 債

- (1) 支払手形及び工事未払金等、(2) 短期借入金、(4) 未払法人税等
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (3) 一年以内返済予定長期借入金、(5) 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様に借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記(5)長期借入金 参照）。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	80,277

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金預金	4,945,668	—	—	—
受取手形及び 完成工事未収入金等	13,493,178	—	—	—
長期貸付金	—	61,812	1,166	—
合計	17,313,972	61,812	1,166	—

(注) 破産更生債権等については、償還予定額が見込めないため記載しておりません。

(注4) 借入金の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
短期借入金	3,110,000	—	—	—
長期借入金	312,872	661,502	187,858	—
合計	3,422,872	661,502	187,858	—

V. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用不動産及び遊休の土地を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)
1,750,432	3,520,802

(注) 当期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については、固定資産税評価額を合理的に調整して算出しております。

VI. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 760円03銭
- 1株当たり当期純利益 92円75銭

※本計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月26日

株式会社 佐藤渡辺
取締役 会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 桐 川 聡 ㊞
公認会計士 大 矢 昇 太 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社佐藤渡辺の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第85期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成28年 5月26日

株式会社 佐藤渡辺
取締役 会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 桐 川 聡 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 大 矢 昇 太 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社佐藤渡辺の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社佐藤渡辺及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第85期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく表示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は、法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月30日

株式会社 佐藤渡辺 監査役会
常勤監査役 宮城 成之 ㊟
監査役 佐藤 嘉記 ㊟
監査役 石原 祥子 ㊟

- (注) 監査役 佐藤嘉記及び監査役 石原祥子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

【期末配当に関する事項】

第85期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき7円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、111,679,183円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員が任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	上河忍 (昭和28年9月27日生)	平成18年4月 当社工事本部製品部長 平成19年4月 当社営業本部製品部長 平成20年4月 当社執行役員営業副本部長 兼製品部長 平成21年4月 当社執行役員事業本部製品部長 平成22年4月 当社執行役員管理本部経営企画部長 平成22年6月 当社取締役執行役員管理本部経営企画部長 平成23年4月 当社取締役執行役員東北支店長 平成25年4月 当社取締役常務執行役員営業本部副本部長 平成26年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	10,000株
2	角谷正人 (昭和23年9月14日生)	平成16年4月 株式会社渡辺組経理部長 平成19年4月 当社監査室長 平成20年4月 当社執行役員管理本部長 平成20年6月 当社取締役執行役員管理本部長 平成21年6月 当社代表取締役常務執行役員管理本部長 平成24年4月 当社代表取締役専務執行役員管理本部長 現在に至る	21,000株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社 株式の数
3	加藤 幸夫 (昭和24年10月6日生)	平成15年4月 株式会社渡辺組製販支店長 平成17年4月 株式会社渡辺組施設工事支店長 平成18年6月 当社執行役員施設工事支店長 平成21年6月 当社取締役執行役員施設工事支店長 平成22年4月 当社取締役執行役員関東支店長 平成24年4月 当社取締役常務執行役員営業本部長 平成28年4月 当社取締役常務執行役員経営企画室長 現在に至る	11,000株
4	藤井 尚之 (昭和26年12月10日生)	平成9年7月 佐藤道路株式会社工務部長 平成14年7月 佐藤道路株式会社仙台支店長 平成17年10月 当社執行役員工事本部副本部長 平成19年4月 当社執行役員工事本部長 平成20年4月 当社執行役員中部支店長 平成24年4月 当社常務執行役員関東支店長 平成26年6月 当社取締役常務執行役員関東支店長 現在に至る	5,000株
5	小出 尋常 (昭和19年3月21日生)	昭和42年4月 株式会社協和銀行入行 平成13年6月 株式会社あさひ銀行副頭取 平成13年10月 同行取締役 平成13年12月 株式会社あさひ銀総合研究所社長 平成15年4月 りそな総合研究所株式会社社長 平成16年6月 同社退任 平成16年6月 株式会社渡辺組監査役 平成17年10月 当社監査役 平成27年6月 当社社外取締役 現在に至る	2,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 小出尋常氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選定理由
小出尋常氏は、金融機関における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、当社社外監査役に11年間経験していることから、当社の経営全般に対する助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものです。
4. 社外取締役候補者と特定関係事業者の関係について
小出尋常氏は会社法施行規則第2条第3項第19号に定める当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったことはありません。なお、同氏は当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたことはありません。加えて、同氏は当社あるいは当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等内の親族その他これに準ずるものではありません。
5. 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社は本株主総会において小出尋常氏の選任が承認された場合、当社と同氏との間で、会社法第423条第1項に定める責任について、職務の執行に関し善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする内容の責任限定契約を継続する予定であります。
6. 小出尋常氏が当社の社外取締役に就任してからの年数（本定時株主総会終結の時まで）は、1年であります。
7. 当社は、東日本高速道路株式会社東北支社発注の、東日本大震災に係る舗装災害復旧工事の入札に関して、独占禁止法違反の問題が明らかになりました。社外監査役に任中であった小出尋常氏は、日頃からコンプライアンス及びコーポレートガバナンスの観点からも注意を喚起しておりましたが、発覚まで当該事実を認識しておりませんでした。発覚後、社外取締役に就任してからは取締役会において法令遵守、再発防止、内部統制の強化について意見を述べるとともに、その実施状況を監視するなど、適切にその職務を遂行しております。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

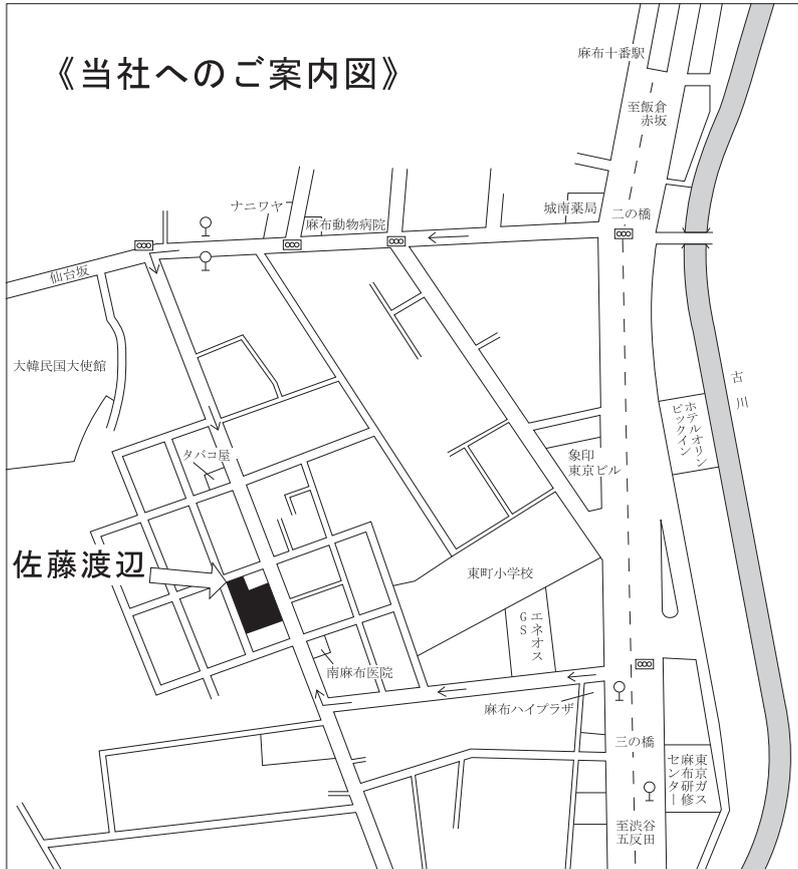
氏 名 (生年月日)	略歴（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
久 保 義 人 (昭和37年10月27日生)	平成8年4月 弁護士登録 横浜弁護士会入会 豊島・佐藤総合法律事務所勤務 平成15年10月 パートナー弁護士となり、豊島・佐藤・久保総合法律事務所へ変更 平成26年10月 事務所名を港の見える法律事務所と変更 現在に至る	—

- (注) 1. 候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 久保義人氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠の社外監査役候補者の選任理由ならびに適格性について
 久保義人氏は、直接経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての専門的見地ならびに企業経営を遂行するための十分な見識を有していることから、当社といたしましては、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。つきましては、監査役の員数を欠くことになる場合に社外監査役として就任いただき、客観的立場から当社の経営を監査していただくため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 本議案が原案どおり承認され、久保義人氏が社外監査役に就任した場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する趣旨の責任限定契約を締結する予定であります。
 なお、その契約の概要としては、会社法第423条第1項の責任について、同氏が監査役の職務を遂行するにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負うとするものであります。

以 上

定時株主総会会場ご案内

会 場 東京都港区南麻布一丁目18番4号
当社本店会議室
TEL 03 (3453) 7351



- ・都バス、三の橋および仙台坂下バス停から当社までは、徒歩約3分です。
- ・地下鉄、麻布十番駅から当社までは、徒歩約10分です。